

<重点事項>

地方分権改革推進委員会「中間取りまとめ」に対する検討状況 回答

中間的な取りまとめ 4(2) 個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討	検討結果	検討・措置終了時期 (見込み)
<p>③ 幼保一元化 〔認定こども園制度〕 最近の急速な少子化、男女共同参画、就業構造の変化等のおかげで、幼児教育・保育に対するニーズは多様化している。こうした状況を踏まえ、就学前の子どもの教育・保育及び地域の子育て支援を総合的に提供する施設として、認定こども園制度が平成18年10月からスタートし、本年8月までに全国で105件の認定こども園が誕生している。今後もその数は増える見通しであるが、認定こども園制度については、従来の保育所と幼稚園の二つの制度を前提としているため、認定等に係る事務処理や会計処理などが複雑であるとの指摘がなされている。したがって、現場の実情を踏まえた運用改善に積極的に取り組むべきである。</p> <p>〔幼保一元化に向けた制度改革〕 あわせて、保育所の入所要件は、保護者が仕事により育児ができないなどの「保育に欠ける」場合としているが、保護者の就労状況や家庭状況など児童をめぐる状況は大きく変化している。このため、入所要件としての「保育に欠ける」概念を見直すべきである。さらなる幼保一元化の実現を目指して、幼稚園・保育所について所管省が責任を持って、省の枠組みにとらわれずに抜本的な見直しを行い、地域の実情に応じた子育て施設の設置を可能とすべきである。その際、認定こども園においては、入所要件に当たらない児童の保育が認められていることや、直接契約方式の採用など、柔軟な制度となっていることを踏まえるべきである。 加えて、認定こども園制度についても、法施行後5年経過時点とされている見直しを前倒して行うべきである。</p>	<p>〔認定こども園制度〕 〔幼保一元化に向けた制度改革〕 ○ 認定こども園制度の普及促進を図る取組として、 ① 都道府県、市町村と施設との間の連絡窓口を一つとする、 ② 認定、認可、補助金にかかる申請書類等の共用化を図る など、文部科学省と厚生労働省とが緊密な連携を図りながら、可能な限り現場の負担にならぬよう工夫に努めてきたところ。 制度創設から1年が経過した現在、現場における運用等を把握するため、地方公共団体や施設に対する認定こども園運用上の課題等の実態調査を実施中である。当該調査等を通じて把握した課題に対する改善方策等について、20年度から両省で局長級の検討体制を作り、夏頃を目途に改善方策を取りまとめることとしたい。 認定こども園制度の見直しについては、その改善方策の効果を見極めるべきものと考えているが、制度の運用改善を図っても問題が解決しない場合であって、その解決に緊急を要する事態が生じれば、五年後の見直しにこだわらず制度改革の検討を行うことも考えられる。 (文部科学省、厚生労働省)</p> <p>〔幼保一元化に向けた制度改革〕 ○ 「保育に欠ける」要件の見直しについては、昨年12月に規制改革会議の「規制改革推進のための第2次答申」において、「認定こども園の実施状況等を踏まえ、保育所の入所基準の見直しの可否について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討」することとされたことを受け、3月末には、政府として「規制改革推進のための3か年計画」を改定予定である。 この「包括的な次世代育成支援の枠組み」の部分については、昨年末に取りまとめられた「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を踏まえ、社会保障審議会の下に設置された少子化対策特別部会において、3月からその構築に向けての議論を開始し、部会として5月中にも基本的な考え方を整理することとしている。 いずれにしても、「保育に欠ける」要件の見直しについては対象者の大幅な増大が予想されるため、財源を確保し、保育サービス量を増やすことが必要になるため、少子化対策特別部会の議論は税制改正の動向を踏まえつつ進めていくこととしている。(厚生労働省)</p>	<p>認定こども園運用上の課題等の実態調査等を通じて把握した課題に対する改善方策等について、平成20年度から両省で局長級の検討体制を作り、夏頃を目途に改善方策を取りまとめる。</p> <p>「包括的な次世代育成支援の枠組み」の部分については、昨年末に取りまとめられた「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を踏まえ、社会保障審議会の下に設置された少子化対策特別部会において、3月からその構築に向けての議論を開始し、部会として5月中にも基本的な考え方を整理することとしている。</p>

<その他の主な事項>

<p>中間的な取りまとめ 4 (2) 個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討</p>	<p>検討結果</p>	<p>検討・措置終了時期 (見込み)</p>
<p>① 福祉・保健 〔福祉施設に関する基準〕 各種福祉施設については、一定水準以上の処遇と生活の質を確保する観点から、全国一律の遵守すべき最低基準として、職員の配置や床面積、廊下幅、設けるべき部屋・設備などの施設設備等の基準が定められている。 これらの基準については、例えば特別養護老人ホームの場合には、1人あたり床面積要件の制限により現在政策的に進められている療養病床からの転換がはかりづらい、同様に保育所の場合には、山間地域においては廃校舎等を有効活用した設置が難しい、など地域の実情に応じたサービスの提供が困難となっている、という意見が出されている。 全国一律の基準という位置付けについては、個々の現場における実情が異なるにもかかわらず、画一的に適用し、例外を認めないというのであれば、地域住民の具体的な福祉サービスに対する多様なニーズに応えられない状況が生まれてしまう。これは、地域の知恵と創意工夫を生み出す芽を摘み取ってしまうことにはならない。国は、全国一律の基準を設けて遵守させるのではなく、標準的な基準を設けることにとどめるべきである。 さらに、最低基準という位置付けについても、昭和20年代に定められた保育所の基準については今や科学的な根拠がなく、療養病床の転換にあたって廊下幅等については基準の緩和措置が採られていることなどを見ても、もはや合理性・客観性のある最低基準とはいえない。 したがって、各種福祉施設に関する基準については、国は標準を示し、地域の実情に応じて地方自治体が責任を持って判断を行い、地域ごとに条例により独自の基準を設定することができるようにすべきである。その際、老人福祉施設に関する都道府県の設置認可等の市町村への権限移譲についても検討すべきである。 こうした全国一律の基準設定に関する問題は、福祉施設の設置運営に限らず、介護保険事業者の指定や介護保険の運営に関する基準等についても指摘されているところであり、これらの点もあわせて検討すべきものである。 また、全国一律の基準設定について地方自治体の条例により異なる定めをすることができるようにすることは、福祉分野のみならず他の行政分野も含めて、(1)①の義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の観点からも極めて重要な課題である。</p>	<p>(保育所の最低基準について) ○ 保育所は、乳幼児が、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごすところであることから、児童が健康、安全で情緒の安定した生活ができるよう、職員配置や施設・設備等について国としての一定の基準が必要である。保育所の施設の基準について、科学的根拠がないといった御指摘を受け、どこまでの最低基準が必要なのかについて平成20年度に科学的・実証的な検証に着手することを予定しており、その検証結果を踏まえて適切に対応してまいりたい。</p>	<p>保育所の施設の基準について、科学的根拠がないといった御指摘を受け、どこまでの最低基準が必要なのかについて平成20年度に科学的・実証的な検証に着手することを予定しており、その検証結果を踏まえて適切に対応してまいりたい。</p>